

令和2年6月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年6月26日（金） 13時25分～14時48分
2. 開催場所 日野町役場 301会議室
3. 出席委員 今宿綾子教育長、高橋政宏教育長職務代理者
谷 信代委員、西村吉弘委員、吉澤正義委員
4. 出席事務局員 教 育 次 長：望主 昭久
学 校 教 育 課：参事 吉村 俊哲 参事 小椋 慶洋
生 涯 学 習 課：課長 吉澤 増穂 参事 加納 治夫
図 書 館：館長 長谷川 毅
子ども支援課：課長 宇田 達夫

今宿 教育長	日程1 開会 それでは、ただいまから6月の日野町教育委員会定例会を開会したいと思います。 ~~~~~
	日程2 教育長あいさつ (教育長あいさつ) ~~~~~
今宿 教育長	日程3 前回議事録の報告 それでは、本日の定例会を議事日程に基づいて進行いたします。 日程3の前回委員会の議事録の報告につきましては、お手元に配付の議事録のとおりでございます。委員の皆様においてご覧をいただきまして、異なるところがございましたら事務局までご連絡お願いをいたします。 ~~~~~
今宿 教育長	日程4 経過報告 続きまして、日程4の経過報告に入らせていただきます。 (経過報告)
今宿 教育長	以上、報告させていただきました。何かご質問等ございましたらお出

西村 委員	しいただきたいと思います。 ただいまの報告にはなかったのですが、この前「日野メール」で住民課から発信していただいた「不審者情報」の件についてです。6月15日（月）午後4時頃、学校帰りの生徒が307号沿い、大谷の方へ向けて帰る途中に誰かから話しかけられたという内容です。 これにつきましては適切な対応もしていただきましたようですので、申しあげることはありません。ただ、この中で1つだけ文章上の問題で、非常にセンシティブな表現と言いますか、ちょっと気になったことは、「307号沿いの坂道で自転車を押して歩いていたところ、外国人（20～30歳くらい）に話しかけられた」と書かれてあったことです。私は「外国人」という表現が非常に気になりまして、最近は特に、米国での人種の問題とか世界的にいろんな状況が起こっている中で、不審な人物、外国人と言うのは如何かと思ひまして、念のために国際親善協会でお世話になっている事務局の方に、お尋ねもいたしました。 ご検討いただいた経過はそこで聞かせていただいたのですけれど、やはりこういう表現は、この時代、メールで広報される時に考えないといけないのかなと思うのですけども、いかがでしょうか。 いろいろご苦勞いただいた結果、こういう表現に落ち着いたのだなということもわからんこともないので、あまり追及するつもりはないのですけども、そのあたりの見解を聞かせていただけないでしょうか。
望主 次長	不審者情報のことで、その表記について「外国人」ということで、お尋ねをいただきました。これにつきましてはメールを出した次の日に、住民の方からも「外国人」という表現はどうかと、こうすると外国人イコール不審者、不審者イコール外国人みたいな、そのようなとらえ方もあるので、もう少しどうですかというようなお話をいただきました。 すぐに住民課、そしてメールを発信しています、人権担当であります企画振興課、情報提供した学校教育課の者が寄りまして、そのことについて協議をさせていただきました。 ただ、不審者の情報であれば、身体的特徴とか、日本人と違うということで外国人という表記も、それは必要なということもありましょうし、出してしまった情報では外国人が不審者みたいなとらえ方もあるので、男性とか女性という表記で出すのもひとつだったのかなという議論をさせてもらったところです。 その中で最終的に思っているのは、町としても、今このような国際的

	な社会の中で、外国人とかいうふうに特定せずに、不審者が男性か女性か、年配か若いのか、そういう基本的な情報だけで事が足りるのではないかというお話もさせていただきました。今後、もう少し表記については町として考えていかなければいけないということで相談をさせてもらったところです。 不審者の情報にもいろいろありまして、子どもさんから「不審者がいたよ」とか、今回は高校から来た情報でした。高校生の女の子が声掛けされた。それが同じ日野高校の生徒で何回か、違う人もあったので、複数掛かっているのは少し不審者情報としても伝えないといけないという判断をしましたので、不審者情報の見極めも大事になるのかなということは内部でもしゃべっていたのです。が、その不審者情報が事件性のある不審者なのか、単純に声掛けだけだったのか、声掛け情報と不審者情報とは違うこともあるので、その辺が瞬時に見極めることはできないかわかりませんが、表記については男性とか女性とか、そういう基本的な情報でもいいのではないかなということで、その会議の時には話をしたところでございます。
西村 委員	ありがとうございます。過日も必佐小学校さんのホームページを拝見しておりましたら、外国語で通知とか広報もしておられるようですし、私たちが身近な地域で外国人の方々と一緒に暮らしていることを考えますと、もう少し神経を使っただいて、今おっしゃるような表現に工夫をしていただければありがたいなと思いました。
谷 委員	今の不審者情報のことに関連してですけれども、最近、車で日野のまちを走っている時には日野高生とすれ違うこともあって、目にするのですけれども、一部、スカート丈が恐ろしく短い女子学生さんがいらして、目のやり場に困るというか、ちょっと、今回声を掛けられた生徒さんたちの服装がどうこうではないけれども、ひょっとしてそういう制服の乱れがあって犯罪に巻き込まれてしまうという可能性もあるということで、学生さんへの生活指導はきちんとしていかないと事件に巻き込まれてしまうことあるのではないかと思います。 高校生もそうですけれども、日野中生も、最近はあまり見ないですけれども、スカート丈の短い女子中学生もいて、立ってる時はまあまあですが、椅子に座ったりするとスカートが上がってしまうので、女性が見ていてもちょっと、「ええっ！」と思いますので、男性が見ると、そんな気はなくてもそんな気になってしまうようなこともあるかも知れな

	いので、そこはちゃんと指導していただきたいと思います。
今宿 教育長	ありがとうございます。高校生の制服の乱れというのは最近どうですか。
谷 委員	スカート丈が短くて、ハイソックスなどを履いていればまだ生足の出ている範囲が少ないのですが、スカート丈は短い、靴下の丈も短い、えらく足の出ている範囲がびっくりする感じの女の子を何回か見たことがあるので、ちょっと、という感じでした。
今宿 教育長	指導してくださっているのだろうと思いますが、生活の乱れが服装の乱れにつながったりという見方もあるかと思いますが、また話してみたいと思います。 中学校はそんなに短くはない？
小椋 参事	そうですね、一時かも。
今宿 教育長	性犯罪につながるということの心配もありますので、気をつけていくようにしていきたいと思います。ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。
谷 委員	うちの小学校6年生の子どもが6月から学校が本格的に始動されて、学校で授業を受けてくるのですが、小6の算数で今年からXYとか、去年まで中学校で習っていた単元が小6で始まったと。たぶん担任の先生からも、これは去年まで中学校で習っていたということを聞いて、「難しい」と、宿題を持ってきて「わからない」という感じで戸惑っているのですね。もちろん無理なく進めてくれていると思うのですが、まだ南比小は人数が少ないので、先生も一人ひとり見てくださっていると思うのですが、日野とか必佐の大所帯になっている小6の子どもたちは、だいたい聞いているとみんな同じところでつまづいている、わからないという話だったので、大きい小学校になるとどうなんだろうな、ちゃんとついていけるのかなというところが気になっているところです。
小椋 参事	XYを使った式というのは、小学校で教えていた時期もありますし、完全に今回初めてというわけではなくて、文字を使った式という単元は

今宿 教育長	昔からございますので、その一部が、中学校的な言い方が小学校においてきたという感じで、全くXやYを使ったことがなかったわけではないのです、今までも。 ただ、年によって学習指導要領の内容が少しずつ変わりますので、若い先生たちにとっては、去年までは確かになかったことだけれども、という感じがあると思います。以前から教員をしている者については、前にもこれは小学校で教えていたねという内容だったのですけれども、具体的に言いますと、ある数Xの3倍がYになっていますという、$X \times 3 = Y$というような表の関係性、比例の関係性とかを式に表しますというところなんです、小学校にとってはXとかYとか言われると、今までは□（箱）を使った式というので表していたのですけれども、それがXとかYという言葉になるだけのことなんです、急に難しく感じるのかなと思います。 たまたま、先日、学校の訪問で教室を回らせてもらっているときも、その授業をされている6年生のクラスを、ほんの2分間くらいでしたけれども、見せてもらいました。恐らく今おっしゃっているようなことがいろいろなところでたぶんあるだろうと思います。XY以外のところにもあると思いますので、人数の多い学校については、今回配置していただきました学習支援員の方がそばについて、困っているという子には寄り添って声をかけたり、それから放課後の学習指導にも県から手当をいただいていますので、増員がありますので、そういった方と学習をする機会を通じてカバーできるようにしていきたいと思います。 確かに算数などでも、この単元のここは間違いが多いというところ、指導のポイントが何か所かありますし、そのところをしっかり丁寧に教えていくということが大切だと思います。 今回の学習指導要領の改訂の中で、学年がおりて、下の学年で学ぶという改訂もありました。今年度当初はコロナの対応に明け暮れましたが、本当はこの年から新指導要領の本格実施の年であります。英語が教科化されたりプログラミング学習が始まるという大きな変革の年でもあるのです。そうしたことと加えて、詰込みにならないように、主体的な指導ができるように思っています。今年の夏休みは中学校の教科書が改訂されます。それこそ「ゆとり」と言われている時代の教科書と比べたら内容が1.5倍になっているので、学習量が増えている中で、ここが学校現場の正念場というところがございます。また具体的なお声をお聞かせいただければありがたいと思います。貴重なご意見をありがとうございます。
---------------	---

	いました。 ~~~~~ 日程 5 議第 3 2 号 日野町就学等応援給付金支給事業実施要綱の 制定について
今宿 教育長	それでは、日程 5 の議事に入ります。 「議第 3 2 号 日野町就学等応援給付金支給事業実施要綱の制定について」を議題といたします。事務局から提案説明をお願いします。 (提案説明)
今宿 教育長	提案説明がございました。ご質問等ございましたらお願いいたします。
高橋 委員	ただいま議第 3 2 号におきまして、日野町就学等応援給付金支給事業実施要綱に関するご説明をいただきました。ありがとうございました。コロナ禍に対応する行政あるいは教育行政における支援、これまで様々なものがありまして、大変充実してきているなと思っております。 ちょっと気になることがありまして、こういった、いわば大元はお金ですよ。出所が、もちろんこれは税金だと思いますが、国からのお金であったり、場合によっては県とか、ここでしたら町だと思うのですが、最近新聞にいろんなチラシが入っています。それを見ていると、ほとんど、私が見ている新聞とか広告ですと、町が原資と言いますか、出しているというような記述がある印象がありまして、そうではないなと思っています。 今回の日野町就学等応援給付金は、出所はどこなのか。まずそれを教えていただきたいのと、続きまして、この事業は素晴らしいと思いながら、今、現時点で対象が要保護・準要保護の家庭の子どもたちだと思いますが、これの人数がどれぐらいなのか。また、コロナ禍によって生活が困窮してきた方々、その増加がどれぐらいなのか。 私は実は、前にもしゃべったことがあるかと思いますが、困窮世帯の子どもへの学習支援をしています。話を聞いていると、なかなか生活が厳しくて勉強する余裕がなかったとか、テレビだけ見ていたとか、スマホを十数時間見ていたとか、そういう話でありました。 そういう意味から、コロナ禍で生活が厳しくなった家庭がどれぐらい増えてきているのかということを教えていただきたいと思います。

望主 次長	続きまして、これは事務的なことだと思うのですが、12 ページ、「日野町就学等応援給付金受給拒否の届出書」がありますけれど、これに該当する要保護・準要保護の子どもさんの家庭の、従来からの受給につきまして、こういったものが改めてどうであったかなと思いましたので、教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。 今回の就学応援給付金でございますが、これは5月13日に教育委員会の臨時会をさせていただいたのですが、その時に提案いたしました奨学臨時支援事業と同じような扱いでさせていただいた事業でございますが、奨学臨時支援金については教育費で予算計上させていただきましたが、この時の臨時会にかけるときには、要保護・準要保護は子ども支援課で最初はしようというふうな枠組みで進めておりましたので、当時、民生費で予算の計上をさせていただいていた関係で、5月13日の会議の資料は教育費だけでしたので財源がわからなかったのかなと思いますが、これは国の補助金「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」でまかなうものです。国の補助金で財源は手当てすることになっております。 当時、民生費でやっておりましたが、データの子ども支援課には要保護・準要保護の資料がございませんでしたので、教育委員会で担当の方がわかりやすいということになりましたので、予算編成の時点と実務の段階で差が生じたので、教育委員会が最終的に民生費の予算を執行するという形になったところでございます。教育委員会の時には民生費が出ておりませんでしたので、わかりにくかったと思います。申し訳ございません。 要保護・準要保護が増えているかということでございますが、やや上昇傾向にあります。今回も200人を見込んでおりましたので、平成30年と令和元年を比較すると少し増えてきております。また今年になって増えるかもわかりませんが、増加傾向には変わりないと思います。 今回の支援金は、すぐに効果があるようにしたかったので、令和元年度に要保護・準要保護を受けている方に支給をさせてもらったところでです。 令和2年と言いましても、今ようやく税の確定が終わりましたので、税の照会をしながら、1学期の終わりには令和2年度の子どもさんに要保護・準要保護の支給をさせていただきたいと思っております。だいたい200人前後かなと思っているところでございます。
-------	---

高橋 委員	受給拒否については？
望主 次長	今回の一人 10 万円の特別給付金、そこにも「希望する・希望しない」という、拒否をする権利もございましたので、それと同時に子ども支援課で児童扶養手当の上乗せもあったのですが、そこも同じような考えで、拒否をする権利を表しておりましたことから、それと同じようにしました。役場の中で発出している交付金ですので同じような形で、拒否をすることもできるということで、この書類をつくらせていただいたところでございます。
高橋 委員	この届出書というのが、今般の事案で初めてということですね。今回に限り、特段どういう意味があるのかなと思ったので。
望主 次長	要保護・準要保護につきましても、対象になっていても申請をしていただかないと給付はさせてもらってないのです。通常は、申請をされないと町からは出さなかったのですが、今回は令和元年に要保護・準要保護を受けられた方に対して 2 万円出しますので、そういうこともあって拒否をする権利も書かせていただきました。
高橋 委員	もう 1 点だけ、今のお話にも関連しますが、先ほど私は、コロナ禍により生活が困窮してきた家庭という表現で言いましたけれども、生活が困窮している家庭というのは要保護・準要保護の家庭だけではありません。 コロナ感染症がなかなか収まらない、滋賀県はそんなに出ているというわけではないですけれども、経済的に非常に困窮している家庭があります。その子どもたち、義務教育段階の子どもたちへの教育の重要性、保障していくと言いましょうか、特段、生活が困窮している子どもたちへの学習面での応援とか、学校だけではなくて福祉もあろうかと思うのですけれども、そのあたりでの何かございましたら、なかなかそれはわかりにくいとか、コメントをいただけたらありがたいと思います。
小椋 参事	学習につまずきが見られるので応援をしてあげないといけないということは、学校の教員として対応できるかと思うのですが、家庭が困窮しておられるから応援してあげないといけないという取り組みが学校でできるかという、学校だけでは少し難しいかと思いますので、民生委員児童委員さんとか関係の方々と連絡を取り合ったりしながら、家庭

望主 次長	の状況も聞かせていただいて、困っていることはないかとか丁寧に聞き取ってあげて声をかけるということは学校でできることの範囲かなと考えます。 要保護・準要保護の家庭、要保護の家庭は生保家庭ということで、これは限定されます。準要保護の方は所得要件があったりしてわかりにくかったりします。自分で申請されるということですので、学校の事務員さんともいろいろと連絡調整をしております。一般的に言えば給食費が収めにくい家庭をみると、実は要保護家庭の枠に入っていたり、また、児童扶養手当をもらっている方については一緒に準要保護費がもらえますので、そういう情報があったら出してくださいと言っています。学校とも連絡調整しながら、学校教育課の事務方でも気にかけております。 平成30年度と令和元年度で増えた1つの要因の中には、児童扶養手当をもらっている方は準要保護費ももらえるということをもう少しお知らせさせていただいた中で、学校も気がついて増えてきたということもございますので、そういう方についてはできるだけ申請したらどうですかというお話もさせてもらって現在進めております。 児童扶養手当は子ども支援課、準要保護は学校教育課、課が違いますので情報の共有があまりできないところもございますので、連絡を取りながら進めたいと思っています。
高橋 委員	最後をお願いですけども、今般の我々人類が経験しなかった感染症、これはこの年だけでは終わりそうもないと、また来年も引き続きどこにでもコロナはいると、ウィズコロナという生活がこれから始まるのか言われているわけですけども、やはりそうなってくると、親もそうですけれども、子どもたちの生活や学習を見ていく必要があらうかと思っています。 県でも市町でもそうですけれども、教育委員会部局と町長部局とか、知事部局とか分かれていますけれども、子どもたちの学習を守っていくという点で言うと、教育委員会部局だけの仕事ではありませんし、私が思い浮かぶところと言いますと福祉関係においても、子どもたちの学習の支援ということも考えていただき、少しずつはやっていただいていると思いますが、より充実をさせていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

今宿 教育長	高橋委員さんからも、休業中の3か月の間に子どもたちの学力が落ちてきている、覚えていたことを忘れてしまっているのではないかというご意見があったのですけれども、本当にこの3か月の間で家庭でどんなことをしていたのかということが、大きな差になっていると感じます。 家庭の教育力の格差ということにつながってきますし、その根本に何があるかという、貧困だけには限らないのですけれども、それも大きな要因になっているかと思います。学校では学力定着のためのいろんな取り組みをしていますが、特に貧困に特化した手立てではありませんでした。しかし、ここ数年の間に少年センターで福祉関係の事業を受けていただいて、貧困家庭の子どもさんを対象とした学習補充の教室をしています。 もちろん中学校とも連携しながら、すべての子どもたちが経済的・社会的な影響を受けないように、どの子にも教育の機会均等が図れるように、いろいろな課で協力してやっていこうという考え方になっています。一般的に、家庭の役割、学校の役割、地域の役割とか言ってきましたけれども、ずいぶん家庭の力が厳しくなっていることも感じています。「食」についても、給食がどれだけ子どもたちに役立っているのかということもよくわかりました。改めて子どもたちの育ちのために、みんなでトータルで考えていくという考え方が必要になってきたのではないかと感じています。
吉村 参事	今回、ご提案をさせていただきました実施要綱ですが、11 ページの第10条・第11条・第12条は、前ページの第5条からの続きとなっております。それぞれ6条・7条・8条ということで読み替えをお願いしたいと思います。訂正ということで、よろしくお願いいたしますと思います。以上でございます。申し訳ございません。
今宿 教育長	ほか、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
谷 委員	今お話に出ました少年センターでの学習補充のいっぽなんですけど、中学3年生を対象にして、今年募集したら結構な人数の方が希望されたようで、何件かお断りされたようなことを聞いたのです。 おうちで学習塾に通える経済力のある方とか、自分で何とか自力で勉強できそうなお子さんはお断りしたと聞いたのですけれども、希望される方は、去年もそこそこの定員の倍くらい、今年は十数名来られていたということで、もうちょっと受け入れ体制を拡大できないのかなと思います。

今宿 教育長	す。 スタートした時点は、東近江の健康福祉の事業を日野町が活用させていただいて進めていきました。要保護を対象とした基準がありましたが、町独自で、それだけに限らずもっと窓口を広げていきました。特に個別に指導すると伸びる子どもさんもおられるので、学校と相談しながら声掛けをさせていただいています。昨年は中3の子どもさんを対象に取り組んでいただきました。部屋や指導員に限りがあり、定員を定めているという苦しさもあります。体制が拡大できるかどうかという声をいただき、貴重なご意見として受け止めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。よろしいでしょうか。 (なし)
今宿 教育長	それでは、ほかにご意見もないようですので、「議第32号 日野町就学等応援給付金支給事業実施要綱の制定について」を承認することといたします。 以上で、議事については終了でございます。 ~~~~~
今宿 教育長	日程6 今後の予定 続きまして、日程6の今後の予定について、学校教育課から順次説明をよろしくお願いします。 (各課から説明)
今宿 教育長	今後の予定でございます。ご質問等ございますか。
西村 委員	1つ質問でございます。先ほど生涯学習課さんからご説明がございました法光寺の薬師如来立像、滋賀県立琵琶湖文化館に寄託ということですが、そこは今は休業状態ですね、保管はなさるのですか。
吉澤 課長	滋賀県立琵琶湖文化館の件でございますが、中へ入っての観覧は現在できないという状況でございます。ただ、寄託という形で、保管をすることについては現状できるということでございますので、こちらへ寄託をさせていただくということになったわけでございます。よろしくお願いします。

	いたします。
西村 委員	わかりました。ありがとうございました。
今宿 教育長	ほか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。
今宿 教育長	~~~~~ それでは、以上で6月の定例会を終了いたします。ありがとうございました。 (閉会)